

三次市教育委員会議案第5号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成30年4月26日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則（平成17年三次市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中三次市三良坂学校給食共同調理場の項を削る。

附 則

この規則は、三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成30年三次市条例第29号）の施行の日から施行する。